

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1 総 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、6から<u>13</u>までに規定するものを除き、第2から第9までに定めるとおりとする。</p> <p>4 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6(4)及び(5)並びに<u>14(3)</u>において同じ。))を行う基幹放送局（SHF帯の周波数を使用するものを除く。))による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第5に定めるとおりとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p><u>8 マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。))に限る。))を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は次のものとする。</u></p> <p><u>207.5MHz以上222MHz以下の周波数</u></p> <p><u>9～14</u> (略)</p> | <p>第1 総 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、6から<u>12</u>までに規定するものを除き、第2から第9までに定めるとおりとする。</p> <p>4 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6(4)及び(5)並びに<u>13(3)</u>において同じ。))を行う基幹放送局（SHF帯の周波数を使用するものを除く。))による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第5に定めるとおりとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p><u>8～13</u> (略)</p> |